

に限る。)若しくは第三項(同条第一項第三号から第五号まで及び第二項(同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第四十一条の六、第四十一条の七、第四十一条の九から第四十一条の十一まで又は第四十一条の十三に規定する罪二十三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十三条第一項第一号、第二項(同条第一項第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)又は第三項(同条第一項第一号及び第二項に係る部分に限る。)に規定する罪二十四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十四条から第七十七条の六まで、第七十四条の六の二第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第七十四条の六の三(第七十四条の六の二第一項第一号及び第二号並びに第二項に係る部分に限る。又は第七十四条の八に規定する罪二十五 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十六号)第七十九条第一号若しくは第二号、第八十二条第一号、第二号(第十二条第二項に係る部分に限る。)若しくは第三号又は第八十三条第一項第一号(第九条及び第五十三条(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)に規定する罪二十六 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十六条第一項第一号、第五号若しくは第七号に規定する罪二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十五条まで、第六十六条(小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。)又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪二十八 武器等製造法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第三十一条、第三十二条の二又は第三十二条の三第一号若しくは第四号に規定する罪二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第二百九十五号)第五条に規定する罪三十 壳春防止法(昭和三十一年法律第二百十八号)第六条、第七条第二項若しくは第三項(同条第二項に係る部分に限る。)、第八条第一項(第七条第二項に係る部分に限る。)又は第十条から第十三条までに規定する罪三十一 銃砲刀劍類所持等取締法(第三十一条から第三十二条の四まで、第三十二条の七から第三

三十一条の九まで、第三十二条の十一、第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項、第三十二条の十二、第三十三条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一項若しくは第二項第一号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第五号若しくは第六号、第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪

三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九条第二号、第三号若しくは第六号又は第五十三条の二第一号（第三十三条の第一項、第三十五条の二第一号、第三号若しくは第六号）第百十九条第二項第三号に規定する罪

三十四 废棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号若しくは第十四号若しくは第二項（同条第十四号に係る部分に限る。）、第二十六条第三号、第四号若しくは第六号（第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号若しくは第十四号に係る部分に限る。）、第二十九条第一号（第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九条第六項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）又は第三十一条第二号（第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九条第三項（第十五条の二の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）六第三項において準用する場合を含む。）及び第九条の七第二項（第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する罪

三十五 火災びんの使用等の处罚に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条又は第三条に規定する罪

三十六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条第六十三条の三第二号（第五十二条の七十八第一号又は第五十二条の四号若しくは第六号に規定する部分に限る。）に規定する罪

三十七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十二条第一号、第六十二条の二第一号又は第六十三条の三第二号（第五十二条の七十八第一号に規定する部分に限る。）に規定する罪

(2) 覚醒剤取締法第四十一条又は第四十一
条の二に規定する罪に当たる行為をする
こと。

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、
第六十四条の二若しくは第六十五条又は
第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受け
に係る部分に限る。）に規定する罪に当
たる行為をすること。

口 麻薬特例法第六条又は第七条に規定す
る罪

ハ 麻薬特例法第八条第一項に規定する罪の
うち、次に掲げる罪に係る罪

（1） 又はホに掲げる罪

（2） 大麻取締法第二十四条に規定する罪

（3） 覚醒剤取締法第四十一条に規定する罪

（4） 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の
二又は第六十六条に規定する罪

（5） 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、
は第六十五条に規定する罪

（6） 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪の
うち、次に掲げる罪に係る罪

（7） 大麻取締法第二十四条の二に規定す
る罪

（8） 大麻取締法第二十四条の二に規定す
る罪

（9） 覚醒剤取締法第四十一条の二に規定す
る罪

ホ

（10） 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の
二、第二十四条の四、第二十四条の六又
は第二十四条の七に規定する罪

（11） 覚醒剤取締法第四十一条、第四十一条
の二、第四十一条の六、第四十一条の九
又は第四十一条の十一に規定する罪

（12） 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、
第六十四条の二、第六十五条、第六十六
条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に
係る部分に限る。又は第六十七条から
第六十八条の二までに規定する罪

（13） 不動産特定共同事業法（平成六年法律第
七十七号）第七十七条第一号、第二号若しくは

六十一、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第一条から第六条までに規定する罪

六十二、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二項及び第七十七条に規定する罪

附 則

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十二号）の施行の日（平成四年三月一日）から施行する。

附 則（平成四年六月一六日国家公安委員会規則第一五号）抄
(施行期日)

附 則 (平成五年四月九日国家公安委員會規則第四号)
(施行期日)
この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第百五号)の施行の日から施行する。
附 則 (平成五年五月一二日国家公安委員會規則第八号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条の改正規定(同条第二十号に係る部分に限る)、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条の改正規定(同条第三十号に係る部分に限る)及び第三条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の改正規定(第三十号に係る部分に限る)は、特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)の施行の日から施行する。
附 則 (平成五年六月一五日国家公安委員會規則第九号)
この規則は、銃砲刀劍類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十六号)の施行の日から施行する。
附 則 (平成七年五月二三日国家公安委員會規則第六号)
この規則は、銃砲刀劍類所持等取締法の一部を改正する法律(平成七年法律第八十九号)の施行の日(平成七年六月一日)から施行する。
附 則 (平成九年六月六日国家公安委員會規則第八号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成九年一〇月一一日国家公安委員會規則第一一号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十五号に係る部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第二十五条第二十五号に係る部分及び第四条のうち暴力的不法行為その他の罪に限る部分に關する不当な行為の防止等に關する法律のうち暴力團員による部分、第三条のうち暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の改正規定(第三十号に係る部分に限る)は、特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)の施行の日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成九年一二月一九日国家公安委員会規則第一四号）抄
この規則は、平成九年十二月二十三日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成九年一二月一九日国家公安委員会規則第一二号）
この規則は、平成九年十二月二十三日から施行する。

1
正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

（施行期日）
附 則（平成一〇年一月一四日国家公安委員会規則第二号）抄
この規則は、法の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月二六日国家公安委員会規則第一一号）
この規則は、児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の施行の日（平成十一年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1
この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

（施行期日）
附 則（平成一〇年一月一四日国家公安委員会規則第一四号）抄
この規則は、法の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月二六日国家公安委員会規則第一二号）
この規則は、平成九年十二月二十三日から施行する。

1
この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

（施行期日）
附 則（平成一〇年一〇月二六日国家公安委員会規則第一二号）
この規則は、平成九年十二月二十三日から施行する。

部分並びに第四条のうち、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第三号、第五号、第十三号、第十六号、第十八号及び第二十三号の改正規定、第二十八号の改正規定中「限る」の下に「。」第三十四号ト（23）において同じ」を加える部分、第二十九号の改正規定並びに本則に二号を加える改正規定中第三十四条号に係る部分、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）の施行の日

第一項のうち警備業の要件に関する規則第二条第七号の改正規定、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第七号の改正規定、第三条のうち暴力行為規則第一条第七号の改正規定及び第四条のうち暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第七号の改正規定、職業安定法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十五号）の施行の日

第二項のうち警備業の要件に関する規則第二条第七号の改正規定中「第四条第三項」を改める部分及び「に規定する」を改める部分、第三条のうち暴力行為規則第一条第七号の改正規定中「第四条第三項」を改める部分及び「に規定する」を改める部分、第三条第三項を改める部分及び「に規定する」を改める部分、第三条のうち暴力行為規則第一条第二十八条号の改正規定中「第四条第三項」を改める部分及び「に規定する」を改める部分並びに第四条のうち暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十八条号の改正規定中「第四条第三項」を改める部分及び「に規定する」を改める部分並びに派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十四号）の施行の日（平成十二年十月一日）から施行する。

この規則は、刑法の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百三十八号）の施行の日（平成十三年十二月二十五日）から施行する。ただし、第一条中整備業の要件に関する規則第二条第三十三条及び第三十四条ト（11）の改正規定、第四条中暴力的不法行為を定める規則第十三号及び第三十四条ト（11）の改正規定、第二条中風営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第十三号及び第三十四条ト（11）の改正規定並びに第五条第十三号及び第三十四条ト（11）の改正規定は、弁護士法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十一号）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成一五年八月二九日国家公安委員会規則第二二二号）

この規則は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日（平成十四年十一月十四日）から施行する。

附 則（平成一五年一月一七日国家公安委員会規則第一三三号）

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

附 則（平成一五年一月一七日国家公安委員会規則第一九九号）

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成一五年一月一六日国家公安委員会規則第二〇〇号）

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則（平成一六年二月二七日国家公安委員会規則第三三号）

この規則は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年四月二八日国家公安委員会規則第一一一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月二八日国家公安委員会規則第二五五号）

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第五条、第八条、第十一条、第十四条及び第十六条の改正規定
四条及び第十七条の改正規定（刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百五十四号）の施行の日（平成十六年十二月三十日））
三 第三条、第六条、第九条、第十二条、第十五条及び第十八条の改正規定（刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百五十六号）の施行の日（平成十七年一月一日））

附 則（平成一七年七月一一日国家公安委員会規則第一四号）

この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十二号）の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第一条第二十ニ号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第二十三号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十三号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十三号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第二十三号の改正規定及び第六条中確認事務の委託の手続等に関する規則第三条第二十三号の改正規定は、旅券法及び組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十二月十日）から施行する。

附 則（平成一八年三月二七日国家公安委員会規則第九号）

この規則は、銀行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二十四日国家公安委員会規則第一四号）抄
(施行期日)

附 則（平成一八年四月二八日国家公安委員会規則第一六号）

この規則は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成一八年七月四日国家公安委員会規則第二二号）

この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年七月四日）から施行する。

附 則（平成一九年八月一一日国家公安委員会規則第二三号）

この規則は、銃砲刀劍類所持等取締法の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十一号）の施行の日（平成十八年八月二十一日）から施行する。

附 則（平成一九年一月一二日国家公安委員会規則第一八号）

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条、第七条、第九条及び第十九条の改正規定 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）の施行の日

二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二条の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日

附 則（平成一九年八月七日国家公安委員会規則第二二号）

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条、第七条、第九条及び第十九条の改正規定 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二一条第十六号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七条第十六号の改

<p>四 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第三十九号</p> <p>附 則 (平成二七年一月一三日国家公 委員会規則第二〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。</p>	<p>1 (平成二八年二月二六日国家公安委員会規則第三号) 抄</p> <p>この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二八年二月二六日国家公安委員会規則第三号) 抄</p> <p>この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二九年三月二四日国家公安委員会規則第二号) 抄</p> <p>この規則は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。</p>

<p>附 則 (平成二九年七月五日国家公安委員会規則第七号)</p> <p>この規則は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二九年七月五日国家公安委員会規則第八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規則は、刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二九年一月二一日国家公安委員会規則第一〇号)</p> <p>この規則は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 (平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第四号)</p> <p>この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 (平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第五号)</p> <p>この規則は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。</p>
<p>附 則 (令和三年三月三一日国家公安委員会規則第四号)</p> <p>この規則は、令和三年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和三年三月三一日国家公安委員会規則第三号)</p> <p>この規則は、令和三年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和三年三月三一日国家公安委員会規則第一一号)</p> <p>この規則は、令和三年五月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和五年七月一〇日国家公安委員会規則第一二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規則は、令和五年七月十三日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和五年五月一日国家公安委員会規則第八号)</p> <p>この規則は、令和五年五月一日から施行する。</p>

<p>附 則 (令和三年一月一八日国家公安委員会規則第一号)</p> <p>この規則は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るために銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。</p>	<p>附 則 (令和三年一月二七日国家公安委員会規則第三号)</p> <p>この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 (令和六年二月一日国家公安委員会規則第三号)</p> <p>この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。</p>
<p>附 則 (令和四年三月三〇日国家公安委員会規則第一〇号)</p> <p>この規則は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 (令和四年九月二八日国家公安委員会規則第一七号)</p> <p>この規則は、令和四年十月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和五年五月一日国家公安委員会規則第一一号)</p> <p>この規則は、令和五年五月一日から施行する。</p>